

○大府市放課後クラブ延長事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市放課後児童健全育成事業実施規則（平成20年大府市教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条に規定する大府市放課後クラブ（以下「放課後クラブ」という。）に入所する児童の保護者が、労働等により規則第6条に規定する放課後クラブの開設時間（以下「開設時間」という。）を超えて支援を必要とする場合に実施する大府市放課後クラブ延長事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象となる者は、現に放課後クラブに入所している児童のうち、開設時間を超えて支援を必要とする者とする。

(事業の委託)

第3条 事業の実施主体は、大府市教育委員会（以下「委員会」という。）とする。ただし、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められるものに委託することができる。

(事業の実施場所)

第4条 事業の実施場所は、全放課後クラブとする。ただし、事業の利用の申請がない放課後クラブにおいては、実施しないものとする。

(事業の実施日)

第5条 事業を実施する日は、規則第7条に規定する放課後クラブの休日を除く日とする。

(事業の実施時間)

第6条 事業の実施時間は、午後7時から午後8時までとする。

(利用の手続等)

第7条 事業の利用を希望する児童の保護者は、大府市放課後クラブ延長事業利用申請書（第1号様式）、児童台帳（第2号様式）及び送迎予定表（第3号様式）を利用を希望する日の5日前（市役所の閉庁日を除く。）までに委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の申請書の内容を審査し、利用を許可するときは大府市放課後クラブ延長事業利用決定通知書（第4号様式）により、利用を許可しないときは大府市放課後クラブ延長事業利用却下通知書（第5号様式）により保護者に通知するものとする。

(利用の中止)

第8条 事業を利用する者の保護者（以下「利用者」という。）は、事業の利用を中止するときは、大府市放課後クラブ延長事業利用中止届（第6号様式）により委員会に届け出るものとする。

(遵守事項)

第9条 利用者は、午後8時までに児童を迎えに来なければならない。

(手数料の徴収)

第10条 利用者は、大府市手数料条例（昭和45年大府市条例第49号）別表に定める

放課後クラブ延長手数料を委員会の指定する日までに納付しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第7条の規定による利用の申請及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。